目次

開催挨拶

開会挨拶

講演1

「医療情報連携の推進にあたっての留意点」

一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会

保健福祉システム部会 地域医療システム委員会 委員長 田中 智康氏

地域医療再生基金の経過と地域医療連携情報システムの導入事例の拡大(国の流れ)

地域医療連携情報システム導入に際して留意すべき医療情報分野の各種ガイドラインと最新の情報

地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の標準規格 地域医療情報連携推進協議会などを設立するにあたって留意すべき事項 質疑応答

講演 2

「医療個人情報保護法の必要性と課題 - 連結可能匿名化措置導入に向けて」 新潟大学法科大学院 実務法学研究科 教授 鈴木 正朝氏

情報流通と法的規律と個人情報保護法

個人情報保護法制の全体構造と概要

現在の立法現場で議論されていること(問題点)

イノベーション促進の条件

超高齢化社会における医療イノベーション

個人情報の保護と利用のための統治機構について

閉会の挨拶

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)

研究課題:遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究

(課題番号:H25-医療-指定-049)

第1回班会議 講演会:新しい医療情報連携の実現に向けて 講演会録

日時:平成25年6月7日(金)18:30-20:30 場所:ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウィング

出席:小川、岩動、田中、鈴木、佐藤、江原、藤野、長谷川、小山(敬称略)その他

小山

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業でありますが、遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究、今年度第1回班会議を開かせていただきます。今回は講演会「新しい医療情報連携の実現に向けて」と題しまして、準備させていただきました。開会にあたりまして、研究代表者であります岩手医科大学学長・理事長、小川彰よりご挨拶させていただきます。

開会の挨拶

小川

大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。この厚生労働科学研究費補助金による事業も2年目を迎えております。昨年は実証実験として、いわゆるICTを利用した遠隔医療というのはどちらかというと「遠隔医療支援」であって、なかなか「遠隔医療」にならないというところからどうにか脱皮して、実際の医療ができる形にしたいということで、昨年1年間努力をして、実証実験を繰り返し、その結果、非常に安全に診療ができるということまでこぎ着けたわけでございます。この研究費のもとになっておりますのが、3.11。岩手県におきましては広い県土、そして過疎地であること、そして医師不足の非常に厳しい地域であること、さらに加えて、3.11の被災ということがございまして、従来の医療シ

ステムをただ元に戻すだけでは岩手の医療は再建しないということで、新しい岩手医療モデルということを提唱してきたわけでございます。これが一昨年、県の復興基本計画の中にほとんど盛り込まれまして、ICTを使って包括医療、在宅医療のところまで、病院医療ばかりでなく、あるいは診療所医療ばかりでなく、在宅医療までを含めた包括医療システムを構築していくという大きな目標をもって進めてきたわけでございます。やっと実証実験が終わりまして、新しい岩手県医療情報連携推進協議会が実際立ち上がることになりまして、これを元に岩手の新しい医療モデルを確立していこうというところまでやってきたわけでございます。

岩手医科大学におきましては、この4月に災害時地域医療支援教育センターという大きな建物が一棟建ちまして、その中に全県のサーバーが入るところができておりますし、様々ハード面では進んでいることは確かでございます。ただ問題は、建物があって、機械があって、ハードがあって、それが連動しているというだけでは駄目でありまして、やはりそれをどうやって人間が使いこなすか、というところに最終的には行きつくわけでございます。そういう意味では、今日お集まりの皆様の英知を結集して、日本のモデルになるような、新しいICTを使った新しい医療モデルの確立に努力をしていただきたいと思っております。

今までは、皆様との現場の問題点等を抽出して議論してまいりましたけれども、本日はお二人の先生方に非常に高い立場から、医療情報連携の推進にあたっての注意点、あるいは個人情報保護法との絡みという、これからクリアしていかなければならない非常に大事なポイントについてご議論いただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そして、なるべく早く協議会がスムーズに軌道に乗って、現実的な ICT を使った新しい岩手新 医療モデルが、本当の意味で動き出すことをご期 待申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていた だきたいと思います。

小山

それでは、座長を岩手県医師会副会長の岩動先 生お願いします。

岩動

岩手県医師会の岩動でございます。早速ですが、 講演1に入りたいと存じます。講師の田中智康先 生は東京のお生まれで、千葉商科大学を1991年 にご卒業になっておられます。2004年8月に株 式会社 NTT 入社。ビジネスイノベーション本部 ライフサイエンスビジネスユニット、バイオサイ エンス担当を経まして、ライフサポート事業本部 ヘルスケアビジネスユニット、医療情報ネットワ ーク担当医療連携グループに在職していらっし ゃいます。2008 年にはテレケアワーキンググル ープのチーフ、2011 年には同地域医療システム 委員会の委員長を現在も続けていらっしゃいま す。2013 年には同医療福祉情報連携技術ワーキ ンググループ長など、多彩な活動をしていらっし ゃいます。先生、どうぞよろしくお願いを申し上 げます。

護演 1

『医療情報連携の推進にあたっての留意点』 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会

地域医療システム委員会委員長 田中 智康先生

本日は非常に貴重なお時間をいただきまして 有り難うございます。先ほどご紹介いただきまし て、こんな時によくお話になるのは過分なご紹介 なんて言葉がありますが、私はその過分という言 葉はあまりふさわしい言葉ではないです。付け加 えますと、今日はスクリーンにありますとおり、 JAHIS(保健医療福祉情報システム工業会)とい う団体になりますが、保健福祉システム部会、地 域医療システム委員会の委員長として、時間を頂 戴している立場になりますので、公の立場でお話 をしていきたいと思っております。

今日のお話の流れですが、1つ目、医療情報連 携を推進するにあたって、現在の国の流れがどの ようになっているのか、その状況を踏まえてみま しょう。2つ目、国内の医療連携を進めるにあた って様々なガイドラインが出ております。これに ついて、今回特に注意した点として、時系列に整 理してみるということと、最新の情報に触れてみ ましょう、ということを整理しています。そして 3つ目、標準規格。必ず必要な話で、私も先生に 沢山の経歴を出した中に、ビジネスユニットとい う私が所属する企業のアルファベットを BU と 書いたわけですが、これを先生、なかなか読みに くい状態にさせてしまったというのは、私の責任 なのですが、この BU というのは、企業などでは ビジネスユニットと普通に読んでしまうのです が、このことそのものが様々な人たちが共通に会 話する時に重要なことですよね。私もそういう点 で今、大事なことだと再認識しながら、今進めて います。

そして4つ目、タイトルが注意点となっておりますが、私としては留意点と少し柔らかい形で地域医療連携の協議会を作るにあたって当然のことながら IT だけでできるわけではなく、人の力、繋がりが必要ですということを含めながら、しかし、それにあたって事前に何を考慮しておく必要

があるかということをお話します。お手元の資料ですが、ハンドアウト版というものと、投射版と書いておりますが、若干変わっております。やはり、必要だと思ってどうしても削れなかったものをハンドアウト版、これから投射するものについては投射版という形で少し短くしています。それでも、時間的に厳しいかもしれませんが、淡々と進めさせていただきたいと思っています。

他に、遠隔医療の指針というものと、Q&A、ごく最近出ております医療介護連携のガイドラインを付けさせていただきます。厚みがありますので、簡単なものだけ添えさせていただきます。公的なものでダウンロードできるものですが、そういう資料だということを最初に触れされていただきます。

最初に、団体のお話をしなければならないので、 これはごく軽く流させていただきます。後ほど読 んでください。この団体は、349社の会社が集ま って様々な検討をしております。古くは診療報酬 の改定の時に、皆さん、緑本というものがありま すが、あの中の文字というのは日本語で書かれて おります。あれを IT 的な解釈として運用するた めには非常に時間がかかるものですが、これをべ ンダーが集まって、いち早く診療報酬後請求の申 請ができるようにしようということから始まり まして、現在はさまざまな標準化に取り組んでお ります。政府へ政策への協力もやっておりますの で、今日こういうお話に参画させていただいたの かなと思っております。そして組織のことを簡単 に触れさせていただきますが、部会というもので 構成されていて、私は保健福祉システム部会の地 域医療システム委員会というもので、その下にい くつかのワーキングがありますが、こういったも のを兼任しながらやっております。だいたい 250 人くらいの委員会で、月1回開催しまして、だい たい 50 名くらいが毎回集まります。そこでは、 新たな地域連携で調剤の連携をどうしたらいい か、同意の仕方として包括同意をどのように進め

るか、こうしたことをベンダー各社が集まって、なるべく有効活用、他の事例をうまく使っていこうというようなことを話しております。ということで、この後のお話が出ます。先ほどお話したとおり、4つの視点でお話をさせていただきます。

5月24日に、安倍政権から新たな情報通信戦 略というものが公表されました。今パブリックコ メント中です。ですから、これがすべてそのまま というわけではないのですが。その中の3つの柱 の中に健康関連のお話が出てきます。健康で安心 して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い 社会と。助かる命を助ける、ということが確かキ ャッチフレーズで、国会で安倍総理がおっしゃっ ていたと思うのですが、とても大事なことです。 資料をご覧になっていただくとおり、「医療・介 護・健康情報を医療機関の他、遠隔医療、在宅医 療・介護や生活支援サービスを含む多様な主体が 共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的 な医療・介護等を提供する体制を整備する」と書 いてございます。まさに、これからこちらでお話 していくことと合致したことを、国そのものも考 えているということに触れてから始めたいと思 います。

さて、再生基金の予算の話があると思いますが、こちらもそうした予算の中で今後も検討を進めていくと思います。このお話ですが、地域医療連携というのは、どんなふうに進んできたかということを簡単におさらいしますと、資料中にピンクを経産省予算、グレーを厚労省予算、グリーンを総務省予算と、ちょっと分かりにくいですが分けております。古くは経産省の予算で、各地の地域連携をやりました。実証事業で、ところによっては新聞報道で止まってしまっているなんて言い方もよくありますが、その後、総務省の予算で、1億単位の予算で付いた地域連携が広まりました。そして平成21年度の補正予算をはじめ、大きいものでいうと10億を超えるもの、小さいもので2億程度の地域医療連携が全国で2次医療圏、3

次医療圏の大きさで進んできております。大事な ことをここで触れておきますが、経産、総務の予 算は実証事業ですね。実験です、悪い言い方をす ると。そういうことだと私は思っております。と ころが、地域医療再生基金というのは、保健医療 計画を再生するために、足りないところを補てん、 是正するための予算として動いていますから、こ れから現実のものとして提供していく地域連携 であるところが、予算の種別として違うところで す。この後、地域連携推進協議会のお話になるか もしれませんが、持続的な医療連携を今後も継続 していかなくてはならない、実証事業1年でおし まいだよ、ということは絶対言えないことだとい うことを、肝に銘じてやっていかなくてはならな いということに触れたいと思います。資料では予 算がどのように重なっているかという、重なり具 合を示したもので飛ばさせていただきます。次の 資料は平成21年度、22年度の補正予算の時に何 を題材にしていたのかということをおさらいで つけていたのでこれも飛ばします。次の資料、平 成23年度の補正予算、岩手県を含む東北3県に 付与されている予算のところで、大事なところな ので、基本方針として「患者の状態に応じて切れ 目なく効率的にサービスを提供するため、急性期 から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と 医療機能の集約・連携等により、平均在院日数の 減少と在宅医療・介護への移行につながる地域医 療提供体制の再構築を推進する」ということが書 かれております。 これもおさらいのためにつけて おります。では、平成21年度・22年度、東北3 県を除いた予算がどんなふうに割振りされてい るか少し触れておきたいと思います。次の資料で す。医療連携。在宅医療は少し小さめですが、非 常に多いですね。救急も多いですけれども、非常 に多いです。またもう一つ大事なことですが、去 年の 11 月末ぐらいの数字ですが、左側が予算化 しているもの、実行しているものが右。つまり去 年の 11 月の段階であまり予算の執行が進んでい

ないということが一目瞭然です。従って今年度、 予算が次々に執行されていくという状態にある ということが今のステータスです。しかし振り返 ってみると、もう一つ、別の観点からいうと、こ れは JAHIS が平成 22 年、再生基金が動き始め た頃に地域連携というのはどういうふうにある のかということをまとめて、JAHIS 自体が私以 外の組織なのですが、公的に出した資料です。こ んなふうに地域連携があるということを皆さん にお知らせした資料です。今はどうかというと、 こんな感じです。これでも足りないという話もあ ります。医師会さんが全国の地域連携を調べてお りまして、もっと多いという話なのですが、私自 身がすべての情報をホームページにあたりまし て、RFPが出ているものを全部確認した情報で、 毎日リプレースしています。5月7日までの状況 がこの資料だということを少し書かせていただ きます。つまり、先ほどの状況から予算執行があ まりなされていない状態でもこのような状態に なっていると。赤は再生基金で認められているも の、青はその他なのですが、このような状況です。 ここまででお話したいのは、様々な医療情報ガイ ドラインというのがあって、皆さん、本当に面倒 くさい話だな、協議会で進めるのに面倒くさい、 こんな難しい話は嫌だと思ってしまうことがあ るかもしれないのですが、どの地域もこうした協 議会で様々な方々が問題を通じ合って、事実、こ のような形で進めているということがあります。 おそらく、岩手県という地理的な条件が他の県に 当てはまらない可能性はあるのですが、それでも 多くの先生方が頭を悩ませて突き合せてきた事 例が各所にありますので、こういったものにあた りながら、時間を少しでも稼ぎながら、岩手県下 として特に注意すべきことを念頭に、検討してい くことが必要なのではないかと思います。

次はガイドラインのお話です。資料に、厚労、 経産、総務のガイドラインを全部焼いてみたらこ のような厚さになってしまいます。そして、3 省 庁のガイドラインをどんなふうに星取表をつけるかということもあり、なかなか難しい問題です。 これについて、時系列で取り上げてみたいと思います。

その前にどんなガイドラインがあるかというと、最初は厚生労働省のガイドライン第 4.1 版と言われているものです。そして経産省のガイドライン、これも比較的、近々に出ていますが名称変更して、今こうしたタイトルになっています。そして総務省のガイドラインがございます。こういったものは協議会を立ち上げていく時には、やはり構築していく必要があるのですが、やはりのおの形でこんなものがあるのか、そこにはながら理解していく必要があるのですが、やはりのおったいとが要点になっているのかという理解が必要だと。そして最後に、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドラインが最近、更新されて、非常に大事な内容が記載されておりますのでご紹介したいと思います。

さてガイドラインですが、時系列で整理された ものがないので、今回このように整理してみまし た。平成17年第1版が出まして、そのあと段々 と平成 25 年まで進んできています。平成 20 年 に外部保存が容認になって、それ以降、経産、総 務も様々な観点でガイドラインを出してきたと いうような時系列の流れがあります。そして、平 成20年以降も、特に細かくこちらに分けてみま した。先ほどの厚労省のガイドラインに対して、 経産省で「医療情報を受託管理する情報処理事業 者向けガイドライン」、その次に厚労省が「医療 情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4版」と修正すると、今度は総務省から「ASP・ SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理 に関するガイドライン」が出ました。そして、最 後の状態は、平成22年度あたり、厚労省「医療 情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1 版」、総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情 報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライ

ン第 1.1 版」(厚労省のガイドライン第 4.1 版が公表されたことに伴い改訂)、経産省「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(改称)」(その他省庁のガイドラインとの整合性の確保。呼称変更を実施)となっており、だんだんと外部保存から民間委託、そしてクラウドへと話が変わっています。民間委託のところでは経産省で企業が受託した時のガイドラインを提示しております。そして、クラウドにする時に通信というものがありますから、総務省を入れた時の考え方をガイドラインで出してきております。それが今、層化といいますか、和の集合体といった方がいいのかそんな形になっております。

では、今はどういう状況かといいますと、これはすごくデリケートな話なので言葉で補足しますが、共通番号制度としては 5 月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関連法案」が成立していますけれども、医療分野ではずっと医療等 ID というものが検討されてきております。実は、この医療等 ID を実施するかは、すごくいろいろな話が聞かれております。

それと同時に個人情報保護法の中で、医療分野について主管大臣が提示することができるわけですが、これについて今までガイドライン程度になってきたわけです。これについて、個別法を作ろうという話が出ています。これができると橙色になっています平成22年以降のガイドラインが改訂になる恐れがあります。もともと国の話の中で直します、ということが宣言されているので、そういうことも考えていかなくてはいけないということです。ちなみに平成25年厚労省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.X版」の検討と書いてありますが、この5月に調剤済処方箋と処方録について外部保存が認められた、という通知が自治体に出ております。これらと秘密分散という技術、タブレット端末と

いう新たなツールを検討するために、今年度ガイドラインが修正されるという考え方になっております。この話は、後でもう一度触れたいと思います。次は飛ばします。次の資料では、経産省の文書の中にこれまでのガイドラインで何が定められたかという整理がされております。これはとても大事なことで、民間の人間が勝手に決めるよりも国で整理してもらった方がいい話です。例えば平成20年3月のガイドラインの改定で医療情報を外部保存することが認められたという理解から医療情報受託ガイドラインを策定したこと等が書いてありますし、最終版では仮想化環境というIT技術を駆使したものも可能だということが記載されておりますので、お時間のある時に読んでみてください。

そして、次の資料は厚労省、経産省、総務省のガイドラインがお互いにどう見あっているのかを簡単に整理したものです。個人情報保護法を取り上げると、医療分野で医療等情報個別法が検討中であるということも触れされていただいております。

そのような中で、先ほどの3つのガイドライン の他に「医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイドライン」において、 これは古いガイドラインで、4月1日に Q&A の 改訂版が出ております。地域連携の委員会で議論 しているというお話をしましたが、正確には地域 医療連携で電子的に診療情報を共有することは、 どんな法律に基づいて可能なのかということが 明らかになっていないのが実のところです。それ に対して、IT ベンダーとしてどう解釈してよい かずっと悩んできました。皆で考えてきましたし、 昨年度の事業ですが、今年5月第1週に経産省か ら実証事業の報告がありまして、その中でもこの 問題について法的な解釈を試みた資料がありま すが。興味のある方は私までご連絡くださればお 話いたします。

4月1日のガイドラインの中にこのような記載 がされました。医療機関と薬局の間で患者の薬剤 服用歴などの情報交換は可能かということに関 して、可能だということ、これも大事な話として 調剤薬局では可能になったことが初めて分かっ たわけです。もう一つ、病診連携の一環として、 紹介を受けた患者の診療情報や検査結果等を情 報提供していいのかということがあったのです が、これは「他の医療機関との連携を図ること」 に該当するということで元のガイドラインにそ ういった記載があります。よって、それに該当す るので情報提供は可能だと。さらに情報提供の方 法に関して、「通信回線による電子送信等様々な 法が考えられますが、いずれの場合も安全管理措 置の徹底が必要です」との記載があったのは初め てです。いろいろ調べてみましたが、他にありま せん。これを以て、本当にあなた方は大丈夫な の?といった時に初めて、住民、県民、国民に説 明できると思った事例です。これも、JAHIS の 委員会で議論しているものの一つです。

次に、岩手において、どうしても切っても切れ ないお話をしておきたいと思います。遠隔医療分 野の制度はいろいろありますが、実は容認にして いく中で少しずつ少しずつ進んできたというこ とがあります。ここでも時系列で整理してみまし た。平成8年の開原班から始まり、厚生科研で研 究した後にそのテーマに沿って何らかの形で、若 干国の制度が緩和されてきております。さらに、 次の資料が直近ですけれども、やはり厚生科研の 研究の後に若干書き換わり、そして震災の結果、 一部開放された時期もあり、今に至っております。 最後、平成23年3月31日に遠隔医療学会が遠 隔医療の指針を出しており、直近の資料として今 日も添付資料にあります。今日も厚生科研のお話 としてやっているわけですけれども、こうして厚 生科研の研究が何らかの形で一つの意見となっ て、それで今までの通知が是正、緩和されてきて おり、これは非常に重要な視点だと考えておりま

す。先生方のご努力、あるいは関連する企業さん方で話をしていく結果、よりよいものに変わっていくであろうことは過去の事例から見ても一つ言えることではないかと思います。

そして、標準規格。これは本当に軽く触れたいと思っております。保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について、ということで厚生労働省の文書にあります。そこの中で、様々なものが規定されております。地域医療連携や医療安全に資するものとしてこういった標準規格を入れるよう、知事宛に通知が出ております。その中に、「地域診療情報連携推進事業や地域医療再生基金等に代表される各種補助事業等や諸施策において、引き続き、厚生労働省標準規格の実装を前提とし、関係省庁、関係団体とも連携の上で、厚生労働省標準規格の一層の普及啓発を図るべきである」との記載があります。

同じ言葉で話す、ということによって連携でき るということを考えていかなくてはいけないと いう話です。その中において、SS-MIX 標準化ス トレージというものがありまして、ここに HIS に代表される医療情報システムのデータを一度 出して、連携していこうという話です。この話は 飛ばしまして、これもまた時系列でお話いたしま す。私の経歴は、建築業から電気業に移り、IT に移り、すべて病院関係の仕事をしてきたわけで すが、平成17年の時点では既に医療をやってい たわけです。すごく印象的でこの話をずっと拾っ てきたのですが、平成 17 年の時点では SS-MIX は何のためだったのかと申しますと、病院情報の リプレースにあたって、電子カルテの入れ替えで データが移行できない、どうしたらいいのかとい うことからスタートしました。その時に、データ ベースに移そうと思うとこれまたソフトウェア にコストがかかる。そこで、マイクロソフトのウ ィンドウズの中のディレクトリ構造にうまく移 すことで、病院のデータをうまく移行しようでは ないかということが最初のきっかけでした。今聞

くと違うという方がいらっしゃるかもしれませ んが、私は少なくとも、そういうふうに話をして いたので会議に参加していてそういう目的でし た。平成18年以降、国の指針になってみたりす るのですが、平成24年あたりから、それまでは 病院の中のデータ移行のため、そして診療情報提 供書を出す時に、CD に書くためにあるディレク トリという考え方だったのですが、それが、地域 連携のためのリポジトリという解釈になってき ます。リポジトリをウィキペディアで調べると、 貯蔵庫という言葉になります。IT 企業の方は簡 単にリポジトリとおっしゃるので、なんのことか わからないと思われる方もいらっしゃるので簡 単に医療情報の貯蔵庫だと思っていただければ いいのかもしれないと思います。この地域連携を するために、お互い連携するための標準規格を適 用した貯蔵庫をお互いに持って、その中で連携し ようというニーズがあります。そして平成24年 から 25 年に関しては、バックアップのためと変 わってきております。災害があった時に、病院の 情報システムが壊れたとしても大丈夫なように ということです。そういう意味合いです。

次は飛ばしまして、これは国の予算の資料にな ります。医療情報連携・保全基盤推進事業で、今 年も若干、名前は変わってついておりますが、同 じ予算の事業です。これを見た通り、災害対策と して、離れた場所に医療情報のバックアップが有 効であるとされており、特に東日本大震災では、 それまでの診療データが失われ、適切な医療の継 続が困難になった例が多くみられたことから、診 療情報の保全がこれまで以上に重要視されてい ると示され、またデータを外部に別途保存するた め、非常時のデータ参照に用いることが可能との ことで、こちらでもそんな考えをされてらっしゃ るとお伺いしています。では、そこに何を使うか というと SS-MIX で、「病院・診療所への補助」 「中核的病院など安全な地域に設置」と両方にそ のことが書いてあります。

こんなふうに厚生労働省の予算のスキームからしても、こんなふうに考え方が変わってきていると。ただ、病院内のリポジトリから地域連携のためのリポジトリへ変わってきているところで、とても大事なことがあります。電子カルテと地域連携、直接繋ぐというのはとても怖い話です。これを直接お話すると、どんな先生方も嫌だと言われると思います。ではどんなことが必要かというと、1回SS-MIXストレージに入って、何らかのゲートウェイサーバー、情報をやりとりしてあげるためのパソコンみたいなものを置いて、データセンターにあげる。その観点として大事なことを書いております。

資料では、左側に医療機関を受診している患者 Xの集団があります。これは病院の目的のために 患者情報があります。右側の Y は地域連携におい て同意している患者たちの群の情報があります。 これら情報のあり方ですが、病院内の目的内利用 がそのまま地域連携のデータセンターにあがっ てしまうことがいいかどうかということは、包括 同意をするかしないか様々な観点があって、例え ばデータ転送用のゲートウェイサーバーには病 院を受診している X という中から地域連携の同 意を得ている Y だけを取り出して、センターにあ げる。このゲートウェイサーバーの管理主体は地 域医療連携の推進協議会であるとか、こういった くくりが、整理上必要だと。こういう透明性はと ても重要で、お話しないと患者さんは不安である とか、医師会の診療所の先生方もいらっしゃいま すが、そこの先生方も不安であると思ったりしま す。ですから、こういった考え方はとても大事だ ったりします。

一息と書いておりますが、これは私昔バイクで 岩手を一周した時に龍泉洞に行ったことがある のですが、それで一息にちょうどよいと思って写 真を付けましたが。

いろいろなところで地域医療再生基金の経過があり、こういうところでいろいろなことが検討

されている。そうした話をここで共有させていた だいております。こういった話は先ほどもお話さ せていただきましたが、そういった英知を元に検 討されたものを是非活用していくべきだと思い ます。そしてお気づきのとおり、国内の環境、予 算の動向、社会制度、実を言うとガイドラインも 変わってきますし、技術も変わってきますし、経 産省のガイドラインも仮想化技術の為に変わる というのは大胆ですよね。こうした技術によって も変わる。常にダイナミックに、環境側が変わっ ているということを、協議会としても理解してい かなくてはならないと。そこはベンダーが解釈す るところなので、IT ベンダーがそこの言葉を理 解してやっていけばいいと思うのですが、こんな 状態だということをちゃんとベンダーの首に鈴 をつけるということも協議会の務めかと思いま す。こうしたことを共有して、次に進みたいと思 います。

最後は、留意することを書かせていただきます。 いろんな企業が困っていらっしゃるので、私が JAHIS の委員長という立場で今、留意事項を整 理しているところです。その中の資料を抜粋して きております。実は教育事業というものがあって、 毎年新入社員にも、このお話を説明している中の 一部と思っていただければと思います。ここに、 概ねこのような話をということが書いてありま す。この時点で、すでに抜粋ですが、 運営主体 設置について、 地域医療連携情報システムの機 能と効果と負担などについて整理、 運用主体と 保管主体の整理、 地域医療連携情報システムの 形態について、 同意について、 共有情報の範 アクセス権の設定について、 診療情報共 有にあたっての整理、 標準規格の採用について、 セキュリティについての検討と。 お話したのでいいかと思います。 運営主体の設 置について、と沢山書いてありますが、こんなこ とを検討しなくてはいけないということを書い てあります。これは、多くの人数をかけて皆さん

で検討していくものですが、他の地域でもしっかりやっていっているので、岩手県下の英知を集めればしっかりできることではないかと思っています。

こういった協議会の中では、IT システムにど んな機能を備えていくかということをしっかり 議論していく必要があるので、以下に書いてある ことを検討しなくてはなりません。中に、委託契 約元の組織として等、いろいろなことが書いてあ りますが、あとに回しましょう。 最後に BCP(事 業継続性)とありますが、災害時にどうやって事 業継続していくかといった問題です。運営主体の 設置ですが、これは地域によって自治体が入るケ ース、保健所、在宅医療連携などを含めた地域包 括支援センター、薬剤師会、口腔ケアも重要なの で歯科医師会が入るケース、いろいろな広がりを 地域ごとに見せております。これは地域によって、 調剤薬局が入る例入らない例、いろんなものがあ ります。ただし大事なことは、小さく生んで大き く育てるということです。様々な人が入って、あ れもこれも欲しいといってどんどん大きくなる と、持続的という観点からいうと、大きなシステ ムを長く維持するのは難しくて、軽く作ってみん なの要望に応えながら少しずつ大きくしていく、 という観点が非常に重要だと思っております。そ して、もう一つ。地域連携で必ず言われることで すので、地域医療連携について、私も医療情報学 会員ですが、学会に出て話を聞きますと、地域連 携は良いかというアンケートを何人かとりまし た。良いという方が何%いますということで、今 日も実証事業があって、4月、5月にいろいろな 報告書が出ておりますけれども、やはりアウトカ ム、エビデンスを提示していく必要があります。 これができていないせいで診療報酬の加算がで きないなど、あるいは通知書を改訂していくとい う原動力になりにくいわけです。ですから、協議 会をやっていく時に、この視点が大事だというこ とを触れておきたいと思います。そして、その下

の資料に組織団体のあり方についてありますが、 ここで少し触れておきたいことは、任意団体とい うところが多いです。任意団体とはどんなものか というと学校の PTA に似たようなもので、PTA も会長になった方が自分の通帳か何かにみんな から集めたお金を保管しておいて郵便局などに 入れておくのですが、これは責任の問題で、なか なか難しい話です。ですから、なんらかの法人格 をもって進める必要があります。先ほどガイドラ インの話をしましたが、経済産業省のガイドライ ンに医療情報の委託を受ける事業者と書いてあ りましたが、委託をする必要があるということは、 責任ある法人として委託する必要があるので、誰 が責任者かわからないと委託のしようもないと いうことがあります。NPO なのか、末を言えば 公益法人がよいのかもしれませんが、そうした観 点が重要です。つい最近の様々なガイドラインや 成果報告などを見ると、そのページにはみんな、 そのことが書かれております。興味のある方は是 非ご覧になってください。

そして、運営主体を設置した後、事務局機能は 当然必要です。多くの先生方が同じ時間に集まっ ていただくための整理、また協議会の下には本当 の長の方が集まってくるわけですから、全部が全 部ここに持ってくるわけにはいかない。ですから 例えば、作業部会というような構成を持ち、その 下に IT を検討するワーキングを持つ。その下に 例えば、お薬とか臨床検査情報とか放射線系の画 像、動画等、それに特化したものがあれば小ワー キングをする。段階的な組織体制を作って、そこ にメンバーを当てはめて、必要なものを上位に送って合議していくということが必要です。

そして、運営主体を中心にして進めるスパイラルと資料に書いてありますが、まず 透明性の確保。参加者、住民への説明、医療機関などへの説明責任、医療機関の方々(診療所の方々等)、不安に思われる方々に対して、どんな利益があるのか明確にする。ちなみに不利益なことも話す必要

があると私は思っております。参加者の増大。 同意というものをとっていく以上、同意が進まな いと診療所が集まらない。診療所が集まらないと 患者も集まらないという、ニワトリかたまごかと いうような話なのですが、これは両方とても大事 なことです。これで人数が集まると、アウトカ ム・エビデンスに繋がっていきます。患者動態み たいな統計的なものから、いろいろなそれ以上の アウトカムみたいなものを、参画する先生などを 求めながら提示していくということはとても大 事です。そして、 課題の解決や提起。場合によ ってはインセンティブの要求を行政に対して行 っていくというようなことも必要です。私も何度 か JAHIS の立場で厚労省を訪問して、地域連携 の加算みたいなものについて意見を具申しに行 ったことがあるのですが、みんなバラバラに来る からいつになっても必要と思っても付けられま せんという言い方を私はされました。こうしたも のもエビデンスをつけていけば、連携パスに何百 点などというのではなく、地域連携全体に付けれ ば、先ほどの持続的な地域連携が可能になってく るのではないかと思っております。そういう意味 で、エビデンス・アウトカムを出していくという ことが大事かと思います。

次に、診療連携の必要性について考え方を共有するということで、これは全部読んでいくと大変ですが、様々な医療機関で様々な情報をやり取りしていると、とてもいろいろな紙を連携しなくてはならないので、一つにまとめて説明しております。その後においている資料がとても大事です。これは医療機関のメリット、医療者のメリット、住民のメリットと簡単に整理したもので、これがすべてではありません。これはこの説明のために簡単に整理したものです。地域連携毎にメリットもデメリットも書くということをやっております。それをしないと、後で何のメリットでやっていたのかということで言い合いになることも実はありまして、その時に、そもそもどういうとこ

ろに目標をもってこの事業を始めたのか、協議会は何の為にあるのかということに立ち戻る時に、 最初にこういったものを整理する必要があることをお伝えします。

その内容を整理したものが、同意をとる時の説明書にも使えますし、協議会を法人化する時の定款などにも使えます。最初のこの整理が、みんなの心の軸を決めていくことになると思いますので、とても大事ではないかといつも思っています。

もう一つ、運営主体と保管主体。これは経産省 の事業で、先般5月1日に報告されておりますけ れども、運営主体と保管主体の考え方です。これ はどちらかのデータセンターに保存するといっ た時に、その運営を協議会がするかといえばそう ではない。委託する必要があります。そうすると、 運営の主体と保管の主体というのを整理して、委 託の関係を明確にする必要があるということを 簡単にまとめたものです。経産省の報告は、秋田 大学の近藤先生が中心となって、非常に良い報告 をしているので、興味のある方は資料を是非ご覧 ください。ここではこういった整理が必要だとい うことだけ触れたいと思っています。共同利用の 観点ですが、23条第4項の、第3者提供の中の 例外という考え方で地域連携を進めるのが望ま しいであろうということで経産省の実証事業で 得られた成果の報告内容です。現在は、これに相 当するようなコメントは厚労省からなくて、唯一 先ほどのガイドライン、Q&A の中に見られると いう以外、この考え方はないです。協議会として 何をもってやっているのかということを確立す るために、どこにどんなことが書いてある、それ を元にやっているということが大事かと思い、こ の整理をここでさせていただいております。

データの管理方式ですが、集中管理、分散管理、 ハイブリット管理と、災害時にセンターにあった 方がいいかもしれない、しかし、センターにある と、今の回線事情からいったらスピードがそれほ ど損なわれませんが、手元にあった方が良い情報

もあるといった考え方で、どんな風に方式を決め ていくかという観点が必要です。次の資料、同意 のあり方です。先ほど共同利用という考え方があ りますが、いくつかの文章を見ますと、病院の中 に参画病院の病院名を書いておいて、「ホームペ ージを記載して随時参画する医療機関が増えた 時にここに書いてあるのでご覧になってくださ い」ということでうまく逃げていけるという解決 の仕方が経産省の報告書に書いてありますが、こ うして同意をしているが、どんな医療機関が参画 しているか説明責任が必要ですが、同意の過程で そういうことを整理する必要があるということ と、同意の取得方法。オプトアウト、院内掲示で 嫌だという方だけ抜くのか、同意をした患者だけ を入れていくのか、紹介状を書いて欲しいと依頼 した方は基本、地域連携に入れていくのか、そう いう考え方がありますけれども、それを合議して 協議会として決めたということが必要かと思い ます。ここでは同意の方法を強く書いてあります。 ちなみに、地域によっては包括の同意をしていな がら、どの医療機関を連携させるかということで 2回目の同意をとっているところがあります。簡 単な包括同意をとって、後から個別同意をとる方 法もあります。なぜかというと、精神とか産科と か連携したくない情報もあります。この患者さん が包括同意したからといって、どんな診療科のど んな情報も見せてもいいかというと、それはまた 違うだろうという考え方を持つ地域もあります。 こうしたことも含めると、とても検討が難しいと いうことに触れてあります。そして、同意の撤回 の受付方法です。個人情報保護法的に言えば、同 意を撤回してそれを削除しろといえば元のデー タを削除しなくてはならないわけですが、その書 面をどこでどんなふうにやっていくかという話 ですが、個別の病院でシステム的に紐付けしてい って、同意の削除ということをそれぞれの医療機 関でやっていいのかということを、どうルール化 していくかという問題もあります。同意の方法も

さることながら、同意の撤回があった時にどんな 技術、運営主体が協議会とした時に事務局の手間 がかからない方法は何か、郵送費用として切手代 がかからない方法はなにかということをしっか り考えなくては、これだけでいっぱいいっぱいに なってしまう。持続的な地域連携が難しくなるケースもあるので、何でもないようでとても大事な 話だと思っています。以降の資料は、個別同意の 話など今お話したことが書いてあります。そして、 ハンドアウトにはもっと細かい同意のフローが ありますので、興味のある方はご覧ください。

そして同意の取得ですが、これは ID 連携をしなくてはならないという趣旨のことで、同意に伴って紐付けする必要があるということと、オートでやるというところもたまにありますが、医療過誤になる可能性も否定できないので、これは難しく、どこかでメディカルソーシャルワーカーさんなのか推進協議会の事務局なのか、どなたかが紐付けする必要があるということで、最近も別の方に検診情報を送ってしまったという紐付けの仕方の失敗で、そんなことが起きている例もあるので注意が必要かと思います。

あとは利用者ごとの情報の範囲です。ちなみに 経産省の中では、必須な地域連携の診療情報とし て、基本情報、処方履歴、検体検査結果、アレル ギー情報、既往症、禁忌情報、感染症情報と書い てあります。これが正しいかということは協議会 として決めていく必要があり、どんな情報を連携 するかということを定めていく必要がある、とい うことに触れておきたいと思います。また、その 情報を誰がアクセスできるかという整理が必要 だということを、資料中程に書いてあります。介 護の方と医療の方が、同じ情報に触れることがあ ってはならないというか、もともとそういう風に できていないと思います。読んでも理解できない 可能性は否定できなくて、そうした話です。もう 一つは、統計情報をとる、患者動態をとりたいと いうことを協議会の総会の中で議論したいとい う話もありますが、協議会としてどこまで統計情 報を 2 次利用として扱っていいかということも 毎回問題になる話です。統計情報をどんなふうに 誰がどんなアクセス権で、どうやって設定してい くかという議論が必要だということで、情報とそ れを参照する人の整理が必要だという資料があ ります。そして、アクセス権について触れておき たいと思います。皆さん、アクセス権とか ID と いう話をよく聞かれると思いますが、これはデジ タルアイデンティティという言葉と、アイデンテ ィティファイアという言葉がありますが、ID の 話をした時に、こんな考え方ということをお話し ます。まず、私が田中さんであるということを識 別するという手順があります。これは ID パスワ ードなのか生体認証なのかということがありま す。そして、その次、それが本当に本人であるか ということは、費用の問題もあるのでいろいろ考 えていかなくてはならない話です。HPKI のよう に、国が今後行おうと思っているようなことに照 会して、確かにあなたですということを確認する という手順もあるかもしれません。そして、認可。 その情報にアクセスしてよい、あなたはこの情報 に触れてもよいという認可、そして初めて医療者 が診療情報に触れ、介護の方は ADL にしか触れ られないなど、手順を決めていくということが必 要で、これら3つの手順があってアクセスしてい るという認識がずれると、話が困難になってくる ので、ここで整理しております。

そして、セキュリティの話ですが、院内の情報というのは、自動車の教習所の中で、隣に教官が乗って教習所の中を走っているような状況です。地域連携とは何かというと、公道を走ることで公道には公道のルールがあって安全確保が必要で、例えばシートベルトは絶対しなくてはならないなどいろいろあるわけです。こうしてセキュリティに関してのマネジメントの範囲が極めて一気に広がる、この観点について、協議会を構成する皆さんとしては念頭に置いておく必要がありま

す。IT の方々は専門的に行えばいいと思います が、この観点だけはもっておく、そういうデリケ ートなことだということですね。それを図示した ものが連携中核機関A、医療機関B、診療科B等、 いろいろ書いてあります。何となく様々な医療機 関だということが書いてあるのですが。これが揃 わないと情報が流れてしまいます。もしくは、一 番低いレベルで整理するのかというと、そうでは なく、どこか譲れない線があるということ、そこ に引き上げる必要があるということを簡単に図 示してあります。つまり、様々な医療機関があり、 それぞれのポリシーが違います。先ほど個人情報 保護法で、それに付帯する様々な行政がつけてい る法律がありますが、自治体病院全部を入れると、 医療の世界では全国で千数百、千六百だったか、 それだけ個人情報が細分化されており一本化さ れていない。そのために、一本通した法律を作ろ うということが厚労省の考え方ですが、こういう 観点が大事です。皆さんで勉強して、どんなセキ ュリティ対策の実施が必要か、お互いにアクショ ンプランを考えて実行していく。そうした結果、 どこかで桶のたがをはめて、これより下にはいか ないようにして水をせき止める必要があるとい うことを簡単な絵で示しています。

こうしたものを運営主体と保管主体で協力して検討していく必要があり、そしてポリシーを制定していかなくてはならないということをここで触れております。 こういった各種団体でこういったことをまとめている本がいくつもありますので、資料で紹介しています。

結語ですが、今後、医療情報連携によって多くの地域で患者のQOL、ADLの改善や維持を掲げているということ、これは地域連携において至上命題であること、岩手県下において地理的な特徴から、他の地域より一層距離と時間についてICTをもって克服する遠隔診療の要素をもった取り組みが重要視されること、そこに専門医の偏在をICTで支援することによって、県下において医療

を均てん化する要素があること、これがそのまま 患者のベネフィットに繋がるということだと考 えます。

演題の中でも時間の流れを示しましたが、遠隔 診療については、ガイドラインがエビデンスによ って段々と提供の範囲が広がってきた経緯があ ります。こうした努力があるということですから、 岩手県下において、今回の事業でもエビデンスを 積み上げて、例えば「岩手 study」というような 形で還元していくことでこの岩手県だけでなく、 広い地域、これは国レベルであったりすると思い ますが、そういうところで遠隔診療の世界で幅出 しをして、それはつまりは患者、県民の利益に繋 がるのではないか、そんな有益なフィールドにな るのではないかと思っています。JAHIS として お手伝いできることがあれば、ぜひご連絡くださ い。下の資料に例があります。こんな形でエビデ ンスを拾ってみるのはどうですか、ということが 書いてあります。

これで私の演題を終わらせていただきたいと 思います。有り難うございました。

- 蟹疑応答 -

岩動

田中先生どうも有り難うございました。非常に 広範にわたる内容でありますが、田中先生、今ま でいろんなところで医療連携システムを拝見し ておりまして、ほとんどが小さな地域の医療連携、 病診連携である、例えば「あじさいねっと」であ るとかそういうものがありますが、小川先生が目 指しているのは広大な岩手県という大きな広い 領域をこういうことで結びたいということです が、そうすると踏み越えるべきハードルというの は非常に多くなってきますよね。例えば、われわ れが情報伝達する時にメールで行いたいという 時に、メールを持っていない先生方が沢山いると すると、それが一つの手段ではなく、二つ三つ、 fax、電話、郵送等、全部一緒にやらなくては隅々 まで伝わらないというような、いろんなことがあ ると思いますけれども、そういう難しさというものをこの医療連携システムは含んでいるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

田中

一つの県の中で IT の拡がりは均一ではないので、おっしゃる通りだと思います。一方で、岡山県あるいは島根県等、他の県では、3次医療圏、22年度の補正予算は3次医療圏の予算がついておりますので、全県連携に取り組んでいる場所は既にあり、スタートもしております。そうした事例の中で、fax とか紙とか、様々なデジタル化する範囲の差ですね、どんな風に埋めているかということはいろんなところの知恵をいろいろ調べてみるということはとても大事だと思います。おそらく、できない部分もあると思いますが、今の時点でやれることはある程度あって、そこに他の地域には何らかの答えはあるのかもしれないですね。

岩動

先生有り難うございました。

小山

田中先生、有り難うございました。休憩を挟ませていただきたいと思います。

岩動

『医療個人情報保護法の必要性と課題 - 連結可能匿名化措置導入に向けて』と題して鈴木正朝先生でいらっしゃいます。先生は、1962 年に北上市出身でありまして黒沢尻北高校のご出身でいらっしゃいます。現在、新潟大学法科大学院実務法学研究科の教授でいらっしゃいまして、出身大学は中央大学の修士課程を修了なさっておりますし、情報セキュリティ大学院大学の博士課程を修了していらっしゃいますので、法学修士そして情報学博士ということでいらっしゃいます。先生は、兵庫大学、山口大学、筑波技術大学、京都女子大学、メディア教育開発センターなどの非常勤講師あるいは客員教授などを務めていらっしゃいます。いろいろな分野で活躍してらっしゃい

まして、多数の学会にも所属していらっしゃいます。それでは、先生どうぞよろしくお願い申し上げます。

讀演 2

『医療個人情報保護法の必要性と課題 連結可能匿名化措置導入に向けて』

新潟大学法科大学院 実務法学研究科 教授 鈴木 正朝先生

新潟大学から参りました鈴木と申します。

マイナンバー制度ができましたが、マイナンバ ー制度を作る仕事を手伝っておりまして、厚労省 では社会保障分野サブワーキンググループの構 成員をやっておりまして、昨年6月まで医療情報 保護法案の検討をしておりました。6月でいった ん中間報告を出してピタッと止まってしまいま して、社会保障審議会の下に特別部会を作って、 法案整備だといったところの人選で止まって、今 般、丸1年になります。当時は民主党がつぶれそ うだったので、民主党の段階で審議会を作ると後 で面倒だから止まっているのかと理解しており ましたが、自民党政権になっても動きが止まった ままです。大幅な人事で、厚労省の関係者が一掃 されてしまい、今現在、医療等情報保護法がどう いう状況であるのか、皆目見当がつかないという 状況にあります。もう一つ考えていたことは、彼 らはマイナンバー法案成立を待っているのかと 思っておりました。ところが、5月24日成立し てからも特に動きが見られないということで、ど うなるかと思っているところであります。

医療連携のお話をいたしますと、実は個人情報 保護法ばかりが際立って議論されておりますが、 法律屋から見ると大した問題ではないと。一番重 要なのは刑事規制です。民事でも医療過誤訴訟等、 いろいろありますように医療契約においては守 秘義務、不法行為においてはプライバシー侵害。 最後に行政規制として一番ぬるい個人情報保護 法があるということであります。これは別に医療 に限ったことではなくて、例えばここに交通事故

を入れてみますと、交通事故を起こすと、当然な がら刑事事件で交通刑務所に入るかどうか、業務 上過失致死傷罪の問題が出てまいりますし、任意 保険に入っておりますように、万が一相手方が亡 くなると数千万円の損害賠償等の問題が出てま いります。あともう一つは、行政規制として免停 になる等の問題が起きてきます。ですから、刑事、 民事、行政規制の3点で常に様々な事象が法的問 題の議論がされているということで、情報を動か すという場合には、この3方向から検証を入れま す。さらに、カルテ等の場合には著作権等の問題 も幾分出てくる可能性があるということで、円が もう一つ増えるかもしれないと。これは非常にデ ータ流通の阻害であるというのは、早計な判断で ありまして、普通のことであります。すべての問 題は、3方向4方向から法務の問題として淡々と 処理していくというだけの話です。ですから、専 門家を雇いなさいということになるわけです。中 でも、個人情報とプライバシーの権利、文学とか エッセー、日常生活だと個人情報とプライバシー の権利は同義語です。同じ意味として使い分けを するわけですが、法的には定義が違いまして概念 整理は資料のようになります。経産省はプライバ シーの権利に属する情報の中に個人情報を入れ たりしていますが、明確に間違いです。概念は、 共通部分とそれぞれの独自領域があるという円 が正しい理解です。またこのように理解しないと、 今日のこれから法律を作ろうということの立法 政策の問題点が明らかになりません。なぜなら、 プライバシーというのは、個人に関する情報をみ だりに第3者に開示または公表されない自由と いうことになりますし、個人情報は法律がありま して、特定個人の識別情報だということになりま す。実は独自領域があるということはどういうこ とかというと、特定個人が識別されないけれども プライバシーインパクトがあるという、ここの領 域の説明がよくわからないですね、皆さん。こん な領域があるのかと。鈴木正朝だとわからないの

に、鈴木正朝のプライバシーを侵害している情報 というものがあるのかと。本人の名前がさらされ るからプライバシー侵害があるだろうというこ となのですが、実はここに分類されるものが識別 子であります。識別子は氏名等、住所等が何もわ からない、数字とアルファベットの配列ですが、 ここに区分されるものについて、使い方によって はその当人のプライバシーを侵害することがあ るわけですね。だから、マイナンバー法を作った わけです。マイナンバーだけでも、本人に問題が 発生するという由々しき問題が起きるというこ とで刑事罰を付けたり、第3者機関を戦後初作っ たり、大がかりな仕組みを作りました。従いまし て、ここの存在があるということを自覚するとい うことがこれから非常に重要になってくる。カル テでも番号管理する、患者でもこれから番号管理 するということですから、その番号が氏名と離れ て本人確認情報と離れても、なおかつその番号単 体を何故保護しなければならないかという非常 にシンプルな問題について解答ができなかった ら、日々の仕事もできなくなるのではないか、シ ステムなど組めないということだろうと思いま す。資料では「個人情報」と「プライバシーに係 る情報」の二つの円は、多重の円にしております が、これは意味があります。「プライバシーに係 る権利」は裁判で使う概念です。民法の民事規制 で使う概念です。「個人情報」は行政規制で使う 場合、要するに厚労省が使う場合です。「プライ バシーに係る権利」は裁判所が使う概念で、こち らは不法行為法という法律で使います。「個人情 報」は個人情報保護法で使いますが、実は判例で すから明確に線が引けません。いくら最高裁の判 例が出ていても、やはりもわっとしています。と ころが一方、制定法ですからピシッと解釈がなさ れているであろうと誰しもが思うのですが、実は 我が国の個人情報保護法制は非常に不完全です。 例えば、個人情報保護法は非常にロジカルではな いです。現に、皆さんが県内の弁護士に依頼して

も、明確に答えがでないはずです。リーガルなエ ンジンを使って推論できないわけですから。全部 行政裁量なため、「役所に聞け」と言われます。 全国2万人の弁護士が、今まで勉強してきたリー ガルな脳みそを使って推論によって答えを導き 出せない状況になっております。従って、20数 分野 40 ガイドラインができております。すべて きめの問題ですから、きめていかなくてはならな いので、ルールは過剰になります。理論的であれ ば、推論ができればルールはよりシンプルな方向 に向かいます。セオリーがないため、きめの問題 としてサブルールがどんどん太っていきます。途 中参入の方は到底わからないと思います。先ほど ガイドラインの紹介がありましたけれども、木を 見て森を見ず、になるべくしてなる仕組みになっ ております。日本の個人情報保護法がどうなって いるかというと、1章、3章が基本法部分とあり ますが、全体にアンブレラ化しています。誰も見 ないような条文ばかりです。4章、6章が非常に 重要で、4章が義務規定ですから、皆この4章ば かり見ています。6章が罰則ですから罰則が怖く て4章をしっかり見ているという、これが民間部 門の一般法で、民間の個人医院が個人情報保護法 を見ます。ご存じのように、行政機関の保有する 個人情報保護法があります。独立行政法人用の個 人情報保護法があり、それから地方公共団体によ る条例があります。大きく4本柱で立っているよ うにみえるのですが、実はさらに最悪なことに条 例は一つではないです。47 都道府県に 1740 いく つの市区町村があって日本に多数の法律、条例が あります。私は、「個人情報保護法 2000 個問題」 として数年前から問題提起し、3.11を契機にガラ ッと変わって厚労省の審議会で発表した時は、医 療等個人情報保護法が必要な論拠の一つとして、 最近認知されてまいりました。例えば 3.11 で何 が起きたかと言えば、厚労省は行政機関個人情報 保護法が適用されます。監督官庁は総務省です。 国立がん研究センターは2005年、独立行政法人 化しましたので厚労省の一組織として行政機関 法を受けていたものが、独立行政法人の個人情報 保護法になり、監督官庁は総務省です。岩手県立 の病院は県の個人情報保護法が適用され、監督官 庁は岩手県、同様に市立病院は市、陸前高田市は 3.11 その当日に機能を失ったわけです。こういう 状況化で医療カルテの動きが止まってしまった。 厚労省は何をやっているのか、非常事態により支 援するよう、すぐ通達出せないものかということ になりますが、厚労省が権限を持っているのは個 人医院だけです。2000 個に国内は分割されてい ます。3.11を契機に、国もこういった体制につい て問題があることを認知するようになりました。 いかに減災するかという問題が突きつけられて いるわけです。従いまして、広域災害をどうする か、日本は毎年のように河川が氾濫し、火山、地 震の問題が中小規模で起きている。3.11 はまさに 大規模に起きたということですが、実は日本にと っては毎年のことです。必ず市町村をまたぎ、そ こに自衛隊と消防と警察とボランティアと医師 と歯科医師と皆入ってきます。その時に、監督官 庁は、2000 個全部は出ませんが常に 10、20 出て くるわけです。監督官庁の先途が多くなるシステ ムになっています。私は法律を作るということが 貢献度が高く、意味があると思っております。こ れは簡単なことで、医療個人情報保護法一つ作れ ば厚労省に一元的に権限が集中します。ちゃんと 責任もってきっちり意思決定すれば、われわれは 一か所だけ見て仕事ができるようになります。地 域連携もやがては市区町村、県も跨ぐ。大規模に なると、おそらく県単位の広域連合という問題が 今後起きてきます。たぶん四国だと4県、広域連 合でやると思います。国立大学も連携を模索して います。従いまして、こういった問題も医療個人 情報保護法一つ作るだけで解消できるのではと いうお話をしています。

本当は一般法もすべて直さなければ、県立病院 の医師は県職員ですし、市立病院の医師は市職員

という身分を有していますから、医療情報として くくり出したとしても人事データベースは依然 2000 個問題が残ってしまいます。ですから、医 療等情報をどう切り分けるかということをいざ 各論で考えていきますと、結構悩ましいと。今現 在、立法の現場でどういう議論が進んでいるかと いうと、地域連携からいったん離れますが、立法 政策の現場で皆が懸念していること、要するに医 療イノベーションも医療関連法制も皆、これをベ ースにもって議論しています。一つは、流出が加 速する国内個人情報という問題です。日本から米 国、中国、韓国等に、ここ数年で我々の個人情報 がものすごい勢いで外に出ています。例えば、皆 さんフェイスブック、ツイッターをやっているか わかりませんが、多くの方がやっています。ふと 気が付くと、全部データが海外にあります。何故 か。ネットビジネスにおいて日本企業が全部敗退 したからです。富士通も NEC、NTT データ、nifty も含め、so-net だろうがなんだろうが、かつて活 躍した方々が全部敗退してしまった。実は、1995 年の阪神淡路大震災の時に、ネット企業の支援は nifty が中心でした。3.11 の時支援してくれたの はグーグルとアマゾンです。全部外資です。例え ば、ネットビジネスで敗退するとどうなるか、法 的にどうなるか、主要事業者はグーグル、フェイ スブック、ツイッターです。適用法はどうなるか。 彼らが勝ち抜いた企業ですから、彼らの国や彼ら が好きなアイルランド法などを指定してきます。 そういうことで、自分の都合のいいところを指定 できるのは主要事業者の特権です。自分の好きな ところを指定します。裁判管轄の米国カリフォル ニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所、また は連邦裁判所と書いてあります。われわれ消費者 が何か不服があって訴えようと思うと、盛岡地裁、 東京地裁ではなく、ちょっとカリフォルニアまで 来いと言われます。これが、当たり前に日常で使 っているデータがこうなってしまっている。日本 法の適用が困難な事例も具体的に出てきました。

何故か。まさにクラウドという言葉がでてきたポイントは、かつてはレスポンスタイムの関係もあって、日本でサービス提供する場合には日本にセンターを置きました。いくら、光が地球 7 周半するからと言っても、どこかでボトルネックがあって、現実の世界では遅延しました。

従って、日本でサービスする時には日本にセン ターがありました。日本の主権の中にありました。 ところが今は、米国グーグル社が米国国内で米国 法人が米国からダイレクトにサービスをしてい ます。何故、米国に住む米国人が他国の裁判所の 決定に従わなくてはならないのでしょうか。 形式 論でいえばそのとおりです。実質は違います。日 本で広告とって何百億円も稼いでいるではない か、日本法の適用を受けないとは何事かというの が実質論ですが、形式的にはそうですねという 憎々しい状況に置かれています。これもすべて日 本の産業力が低下したがゆえに起きている結果 です。消費者保護と産業振興とは決して対立関係 にはないです。これからは、産業で負けると人権 保障も何も、他国に委ねられることになります。 事実上、実質的な利用者保護はどこがやっている かというと、米国です。主要事業者主体の約款と サービス仕様に依存します。ハードの仕様にも依 存します。そこを提供して、その設計の主導権を 握っている企業がプライバシーの実質保護をし ています。実は iPhone、位置情報をしょっちゅ うとられています。携帯もそうです。減災のため の必要なデータを使わなくてはならない、生命身 体を維持するために使う情報は使わなければな らない、使えるようにするということも重要な仕 事です。それが立法政策になってまいります。 iPhone の位置情報は、それでもビジネスに使わ れることは論外です。生命身体と震災対応とビジ ネスのフェイズはやはり次元が異なります。お金 儲けですから。プライバシーと保護利益とのバラ ンスを考えると、本人の自己決定に委ねられなく てはならないということは大きくなってきます。

でも、それを守っているのは日本法制かというと 違います。アップルの OS に依存しています。設 定画面で位置情報を出すか出さないかの選択肢 を設計してビルトインしてくれている、実装して くれています。だから、日本の消費者は守られて います。ただ、これからは中国にも流出します。 ゲノムなどは人権保障があまりなく、法規制が緩 いのでデータを集め放題です。チャイナマネーも あります。全世界に優秀な人材が散っています。 たぶん、中国でゲノム解析、ゲノム創薬はより進 捗するのではないか。同じ憲法思想をもっている アメリカ、欧州にいく分には実は大きな人権侵害 のインパクトはないのですが、それ以外の別な価 値観の国に今後データが行きますと、非常に由々 しき問題が出てくるだろうということを懸念し ていますが、これは数年来において実現するリア リティある話だと思っています。 それゆえにどう にかしなくてはという話になっています。近年、 急速に日本政府及び日本法制度の役割と影響力 が低下しているということは、ここ 4、5 年で日 本が初めて体験することだろうと思っています。 ここに法律家が十分に機能していないと。しかし、 私は少し楽観しているところがありました。 自治 体情報と医療情報は非常に重要ですから、国内に センターを置くよう法規制すれば、それでその問 題は解決するだろうと。医師会も含めて、誰も反 対しないだろうと。医療情報は重要であるから、 国内のセンターで処理することを義務づけると いうことで解決だと考えました。ガラパゴス誘導 政策です。ただ、その帰結するところはどうかと いうと、その政策は維持できないということがわ かってきました。何故かというと、日本はこの安 倍政権下で医療イノベーションと言っています。 医療イノベーションを一つの大きな軸にしてい ます。何故かというと、半導体産業、自動車産業、 かつての繊維産業のように日本はどんどん他国 に引き渡していきました。より高付加価値な産業 に移行して、高度成長というか成長を続けてきた

わけです。しかし、ここにきて人口減少社会にな りましたから、より一層高付加価値な産業を作ら なくては、税収はやせ細り、医療費を賄う財源は 完全に枯渇します。従いまして、医療イノベーシ ョンの政策は必ず実現しなくてはならないとい うことになります。われわれの目標は、数兆円産 業でなければ財政を健全化するパワーがないの です。これを当たり前に設計しようという中で、 最右翼にある政策が医療イノベーションです。と なりますと、他国から日本のセンターにゲノムを 集めなくてはならないのです。ゲノム創薬しなく てはならないのです。 医療イノベーションがゲノ ム創薬だけではないのですが、何故ゲノムかとい うと、ゲノムを集めると各国でハレーションが起 きるからです。一番重要だと思っている、それを 他国に持って行かれるという時に各国の政府の 態度が硬化します。日本だけ出さない、他国から はとる。こういう政策が他国に承認されるわけが ないですね。従いまして、日本は開国せざるを得 ないです。鎖国政策は不可能です。医療情報は、 国境を跨ぎます。某学会の医療系学会から相談を 受けましたが、医療情報を海外と交換することに ついて相談していました。研究材料として皆で集 まってデータを豊富にするという非常に科学的 なところに特化した価値判断でした。やはり、法 制度もあるので、全方位で考えていただかないと いけないという話をしました。放っておくといろ んなところでデータは越境し始めます。地域連携 していると思っていれば、やがてそれはいろんな 創薬に係わる様々なビックデータの一部になり、 皆さんが集めたデータがまたさらにどこかで連 携が始まると思います。イノベーション促進の条 件は何かといいますと、まず一つは企業の資金力 です。ところが、今気になっているのは、創薬ビ ジネスするといっても、プレイヤーがいないとい うこと。国際順位が何位なのかと。主役がいない という話です。また、最先端技術開発力です。医 学部が80施設あっていいのかという話が既に出

ております。それどころか、国立大学が89施設 あっていいのかと。実際は予算を選択、集中して、 経営だと当たり前にやっています。例を挙げると、 エストニアは 160 万の小国でさいたま市一つ分 しかありません。従って国立大学、大学病院も一 つだけです。そこでのゲノムのメジャーなジャー ナルに掲載されているゲノム関連論文の数は、日 本の80大学の総数より多いと言われています。 中身についてはわかりませんが、単純に数の比較 だけで、何故そのような差が起きてくるか、それ は医療レベルの違いではないそうです。潤沢に実 験ができるゲノムの総量の違いだとおっしゃる 先生がおります。もう一つは、個人情報の集積力 です。拠点を集中し、研究予算は増やすが拠点、 人材は集中する、そこで最先端の技術開発をする、 個人情報の集積力も高める。日本法は、実は先進 各国で個人情報保護法制は最低のレベルだと言 われています。韓国、マレーシアにも負けており ます。優劣は何を基準に話しているのかというと、 消費者本人、患者保護のレベルが極めて低い法制 度です。低い法制度のところにどうして他国が情 報を引き渡すでしょうか。EU は個人データ保護 指令というものを持っていまして、EU 域内の保 護水準より低下している国々にデータを引き渡 す場合には、コミッショナーはそれを止めること ができる権限を持たなければならないと定めて います。従いまして、EU から日本に個人データ を引き渡す、先ほど事業継続のお話を田中先生も おっしゃっていましたが、個人データに関して事 業継続がありません。EU はいつでも日本に対す る個人データの提供を止めることができます。ど うして、日本にデータセンターを置けるでしょう か。医療情報ではありませんが、例えばトヨタは カーナビを使って自動車の IT 化、ビックデータ ビジネスを考えています。トヨタは世界中に工場 を持っていますから、すべての工場立地箇所の法 制度を熟知しています。電力が安く、人材が豊富 で、安全な土地がどこかもわかっています。デー

タセンターの最適地としてトヨタが日本を選択 するであろうかと考えると、日本企業ですら逃げ るのではないか、それは事業継続という意味から の日本の法制度では危ないからです。従いまして、 私は、個人情報保護法の改正を主張しております。 イノベーションしたいとしたならば、規制を強化 すべきと。規制強化と規制緩和両面あって、それ は個別の政策ごとにどういう組み合わせがいい かは、国際状況の中で見極めて組み立てなければ ならないわけです。規制緩和でデータ流通をよく しようということが、テーマの匿名化です。ある 一定の条件を備えた匿名化情報であれば、本人の 同意なく自由に活用させてほしいという部分は 重厚な法制度で一部認めて、データの巡りをよく しましょうと。一方で、消費者保護。先ほど、田 中先生が同意の撤回という話をされておりまし たが、現行法制にはないです。しかし、同意の撤 回はあるべきです。医療現場ですから、同意の撤 回という問題がおそらくおのずと出てきたのだ と思いますが、個人情報保護法制ではいったん同 意をとってしまえば、未来永劫使い放題というこ ともできます。しかし、それはプライバシー権侵 害ということで、不法行為の範囲で穴を塞ぐとい うことの解釈をしたりして凌いでおりますが、医 療はさすがに不真面目なことはできないので比 較的硬めに行っております。 硬すぎるところもあ るくらいで、データ流通を委縮させております。 ところが、ビジネスの世界では横行しています。 そのビジネスが EU や米国で通用するかという と、袋叩きになります。そういうことをやってい るようでは、何がイノベーションかという話にな るわけです。具体的な事例でいうと例えばですが、 排ガス規制とそっくりです。世界的に環境問題に ついて意識が高まっている時に、日本は世界最高 水準の排ガス規制を導入しました。その時、トヨ タ、日産がロビー活動でそれを撤廃させようとし たかと言えばそうではなく、乗り越えました。燃 費も向上し、価格も下げたことで初めて国際競争

力を手にしたわけですが、データ産業においては個人情報の集積力というのは消費者保護の強化です。これが環境問題、自動車産業における排ガス規制とほぼパラであります。JEIDAと呼ばれるコンピュータメーカー等が入る団体は、自らそれが必要だという意見書を提出しました。経団連の主要メンバーですけれども、規制される事業者側が消費者保護の規制を強化してほしいと提案しました。彼らはヨーロッパで仕事をしていますから、日本の規制だと日本国内にデータを持ってこられなくなるということを肌身で感じているため、ああいった意見書になったと思います。産業振興と、消費者保護は対立関係にはないです。協調点を探らなくてはならないということになります。これは、医療データも同じです。

結局、いつでも私たちはこの資料ばかりを見て います。高齢者人口の推移です。2005 年の労働 者人口(15歳~64歳) 2030年の労働者人口は 資料のとおりです。これでどうやって年金と医療 保険制度を維持するのでしょうか。この図が原点 となっているわけです。それ故に、今現在やらな くてはならないことがあるだろうということで、 医療介護制度の在宅医療介護制度にしろ、結局、 病院の平均入院日数をぐっと縮めて点滴をした まま帰すようなことをしていて、家族、身寄りも コミュニティもないということになると、独居老 人がどれほど亡くなるかということはもう決定 された未来として、だいたい数式が出ているわけ です。これに対して、手当できるのは、今だけで はないかと皆が思っています。ちなみに何故ゲノ ムを取り上げるのかというと、日本人は、医療関 係者は別として一般市民を交えて話をするとゲ ノムと言って初めて哲学します。それゆえゲノム を見ていきますが、慶応大学の富田先生が、12 年7月31日に全ゲノムを公開しました。生きな がら、献体するようで、非常に英雄的で科学技術 の進捗のために自分の情報を開示してくれたの だと思いつつ、どこか引っかかるところがありま

した。医療関係者のいる研究会で「子供がいたら 影響があるのでは?」と聞きましたら、「影響は あります、ゲノムですから」と。そうしたら、プ ライバシーの問題ではないと気づきました。プラ イバシーにはいろいろな定義がありますが、個人 の自己決定の問題です。自分が決定できるからこ そプライバシーなのです。日記を見せる、手紙を 見せる等、自分がいいと言えば法益は侵害しない です。その方が真意からいいと言えば、OKです。 これがプライバシーの特徴ですけれども、このゲ ノムとは、まだ十分に解析されておらず、今後公 開すれば分かってしまう。この方の息子、いとこ 等だとわかってしまえば、実はその方にもネガテ ィブ情報による影響が広がります。そうすると、 富田先生だけでは意思決定できないのではと気 づきました。プライバシー権もあるけれども、プ ライバシー権をはみ出した問題があると。このル ールと哲学は誰も何も言っていない。これがプラ イバシー権だと整理をしたら、富田先生が全部決 定できる。富田先生に限らず、私たちが自分のゲ ノムを公開する、しないの意思決定をもらえるこ とになります。しかし、それによって、困る方が 沢山出てくる。これは法制度も法哲学も、何も考 えてこなかったことです。ところが、東北大学に 800 億円、京都大学に数百億円つけると。ゲノム 創薬の研究は、今現在、どんどん進捗しています。 ルール無きまま、どんどん進捗しています。いい のだろうか。ゲノム創薬、テーラーメイド医療の 研究開発における「ゲノム(全遺伝子情報)」含 む「医療情報」を集積する必要性は誰も否定しな い。世界市場を狙うためには世界中の人々のゲノ ム、医療情報を取得する必要がある。日本が EU 域内からゲノムを取得し始めた時に EU のイン フォメーションコミッショナー、日本でも第3者 機関としてそろそろ出来上がりますが、彼らが黙 って見ているだろうか。たかだか、グーグルのス トリートビューが入って町や人々の映像をとっ ただけで、EU はグーグルに対して出ていけと言 いました。町の映像情報ですら、あれほどハレーションが起きた EU の場から、日本が EU より劣後する法制度でゲノム情報を掴んでもってきたら、何が起こるかは火を見るより明らかではないかと政策担当者に提起しています。ゲノムだけではなく、ビジネスデータ全部に波及するであろうと。これは予想というより、当たり前のことではないかと話しています。日本の保護水準の十分性がいよいよ問われる、引き金になるのがゲノムだろうと私は思っています。

それで今の状況がどうかといいますと、憲法が あります。統治機構があり、人権があります。プ ライバシーの権利もありますが、法律屋は一つの 価値だけに集中して団子状態ですが、一方に 25 条の生存権があります。プライバシー権ばかり見 ていてはだめで、生存権が崩れてしまいます。独 居老人を放置することになります。ゲノム創薬も 原発同様に、やらなければいいのではと。人類が 手を出してはいけない領域に手を出すからしっ ペ返しが来るのだ、という観念論をいう方がおり ますが。それも一つには文学的にはありだと思い ますけれども、日本がゲノム、医療情報のコアに 手を出さないと何が起こるかというと、他国で日 本人のゲノムを解析し始めます。新薬を作っても らうために、テーラーメイドであればあるほど、 データを出さなければ作ってもらえなくなりま すから、とにかく国内から出ていく。そうすると、 日本の憲法も国内法も適用されなくなる時代が 来る。今現在も、フェイスブック、ツイッター、 グーグルでも全部、今起きていることです。それ が医療データに移行するだけではないかと。予想 というより、論理必然的に起きてしまう決定され た未来ではないかと。何故手を打たないのかとい う提起をしているわけですが、立法、司法、行政 の中に、今度、マイナンバー法と一緒に政府 CIO 法というものが内閣官房の向井審議官のチーム が作りました。これは、政府 CIO はいわば今ま で省庁分立で先ほど総務、経産、厚労だと出てき ましたけれども、一体となるよう皆が望んでいる わけです。医療情報、医療制度に関して、何故バ ラバラにやるのかと。グランドデザインを描いて 活動すべき、既に時間も資金もない状態にある中 で、しっかりマネジメントしようではないかとい う。すべての先進各国にある政府 CIO がようや く遅ればせながらできた。マイナンバーのチーム が仕上げました。格式は事務次官より上です。法 律はすごく権限が立派にできました。ここが全体 のグランドデザインを描いて電子政府化、医療制 度を含めてここにやってもらう必要があります。 何故なら、厚労省に閉じてないからです。省に閉 じていない問題は、総務、経産、厚労がバラバラ に動くのではなく、政府 CIO にやってもらう。 政府 CIO の場所を借りて、各省庁が人を出して 推進してもらう。厚労省が動かなければ経産、総 務が協力して、ここから圧力をかける。とにかく そういう装置にしたい。ただ、一方、アクセルだ けではいけないので、情報保護委員会が番号情報 保護委員会なのですが、マイナンバー法でできま した。この機関が、公正取引委員会と同じような 非常に強い権限をもった第 3 者機関としてでき ました。この機関をブレーキ役としてもらう。そ れから既存の主務大臣も残すと。政府 CIO、情報 保護委員会、主務大臣、ここにも三権分立を作る べきではないかとかねてより提案していました。 これでガバナンスが効くような建付けがなけれ ば、個々の政策は何をやっても頓挫するであろう と。この構えがかつては夢物語でしたが、内閣官 房の向井チームが作った。これは財政の規律が緩 んでいる状況を見て、最終的には呉越でも同じ舟 に乗っているわけですから、沈むと皆がわかって いるがゆえに、今回は足の引っ張り合いが起きな かったのかと思っています。私もガイドラインを つくっていますが、医療連携基盤も含めて、細々 としたガイドラインに依拠するよりも本質的な ところから必要なものをしっかり入れる、しっか りと設計し直す、ということが参議院選に勝利し

た安倍政権下での立法政策ではないかと。結構皆 頑張っているのですが、私はもう一つ提案してい ます。医療イノベーションも含めて皆が勝つ気で いますが、負けたときの備えも考えようという話 をしております。勝ちプランだけではなく、負け たときの撤退プランもセットで政策を作ること が立法政策ではなかろうかと。敗退した時に傷を 最小化するための負けに備えた政策をどう立案 するのかということが一方で私は必要だと思っ ており、そちらを私は考えようと思っています。 負けにいかに備えるか、択一関係ではなくて両方 必要と考えますので、両方セットで矛盾なく使え る、作れると思っております。以下、いろいろ資 料がありますが、実は個人情報保護法制が10年 経って、ようやく動き出すきっかけを向井審議官 チームが入れ込んでくれました。番号利用法の附 則6条2項がキーです。ここに一年内に見直すと いう条項を入れました。個人情報保護法も3年内 見直し条項が入っていましたが、今回の 6 条 2 項は1年内という条項になっています。これは何 を意味するかというと、向井審議官らのチームが 「自分たちが実現する」という宣言でもあります。 ここに賭けたいと思っているわけです。ここで個 人情報保護法をどこまで改正できるか、今日は詳 しくお話できませんでしたが、匿名化情報、匿名 化処理すれば、医療連携も法制度の邪魔なく動け る部分があるということです。ここを何とか立法 化するということが 1 年内ですから、12 月まで に骨子を決めて法制局を通す、来年の通常国会を 目指すということになります。ですから、1年と いうことは、実は数か月です。ですから、意外と リアリティのある話で、ここの頑張り具合が、皆 さんの医療連携基盤にも来年以降、明確に影響を 与えるのではないかと思っています。個人情報保 護法制をいかに改正するか、ガイドラインベース ではなくて、根本からしっかり議論するというこ とにもっていきたいと思っております。時間にな

りましたので、途中ですが以上とさせていただき ます。ご清聴ありがとうございました。

岩動

鈴木先生どうも有り難うございました。これで 講演2を終わります。

小山

鈴木先生、座長の岩動先生、有り難うございま した。

閉会のご挨拶を岩手県立宮古病院の院長先生 であられます佐藤先生にお願いしたいと思いま す。

閉会の挨拶

佐藤

県立宮古病院の佐藤でございます。2 時間にわたっての講演会、特に講演1の推進に当たっての留意点、講演2の情報に関する国際的な関係、いわゆる情報戦に負けるのではないかというお話は非常に興味深く聞かせていただきました。今までこの会では、どちらかというと技術的なことが多かったのですが、今回は実験段階から本格的になると法的なことが前面に出てくるということが分かったと思います。これを機に、現在、宮古病院も遠隔医療のことをやっておりますが、今日の話を参考にして、いい形で岩手モデルを作っていければと思います。長い間有り難うございました。そして、お二人の先生方、本当に有り難うございました。

小山

長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。事務局からですけれども、次回の班会議は9月13日(金)。ここを会場に行わせていただきます。

それでは、これで第1回の班会議を終わらせて いただきます。有り難うございました。

以上